

景観形成基準

<建築物・工作物>

■ 配慮事項

広域景観・周辺景観の中でのあり方やデザインについて定めています。

■ 勧告基準・変更命令基準

【表】に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（石、木、土、レンガ及びコンクリート等のうち着色していない素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超える場合とします。

【表】

用途地域が定められている区域			関越道以東で用途地域が定められていない区域 (鶴ヶ島市と坂戸市は全域)			関越道以西で用途地域が定められていない区域 (鶴ヶ島市と坂戸市は除く)		
色相*	明度*	彩度*	色相*	明度*	彩度*	色相*	明度*	彩度*
7.5R から7.5Y	— (全て)	6を 超える	7.5R から7.5Y	2を 超える	6を 超える	7.5R から7.5Y	9以上	— (全て)
				2以下	— (全て)		9未満	6を 超える
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない)	— (全て)	4を 超える	7.5RP から7.5R (7.5R は含まない)	2を 超える	4を 超える	7.5RP から7.5R (7.5R は含まない)	9以上	— (全て)
7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)			7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	2以下	— (全て)	7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	9未満	4を 超える
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は 含まない)	— (全て)	2を 超える	7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は 含まない)	2を 超える	2を 超える	7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は 含まない)	9以上	— (全て)
				2以下	— (全て)		9未満	2を 超える
N(無彩色)			N(無彩色)			N(無彩色)		
			2以下			9以上		
			— (全て)			— (全て)		

*…色彩の表示はJIS Z 8721「色の表示方法 — 三属性による表示」によります。
 色相…色合い。赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10色相と、それぞれを10分割した数値で表します。
 明度…明るさ。0から10の数値で表します。明るくなるにつれて数値が大きくなります。
 彩度…鮮やかさ。0から14程度の数値で表します。鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。

<物件の堆積> (圏央道沿線区域に限ります。)

■ 配慮事項

広域景観・周辺景観の中でのあり方や堆積の仕方について定めています。

■ 勧告基準

次のいずれかに該当する場合とします。

- ・ 堆積の高さが3mを超えるとき。
- ・ 遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- ・ 遮蔽物の色彩について、【表】に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えるとき。

※詳しい内容については「景観形成基準の解説」をご覧ください。